寮　生　心　得

令和　８年　７月１６日
北九州工業高等専門学校
浩　　志　　寮

寮生心得

学生寮は、共同生活の場である。そこでは、自分一人のことだけではなく、他の寮生のことも十分に考える必要がある。こうした寮生活を通して、寮生諸君に、社会の一員としての資質を十分に伸ばしてもらうことが、寮生活の目的である。この点をしっかりと自覚するとともに、以下の事項をしっかり守って、規律正しい生活を送ってもらいたい。

１ 入寮・退寮・休寮

（１）入寮は原則として前期、後期の始めとする。
（２）やむを得ぬ理由で退寮するときは、退寮許可願を退寮１週間前までに寮事務室に提出し、寮務主事の許可を得ること。
（３）特別な理由で休寮するときは、休寮許可願を休寮１週間前までに寮事務室に提出し、寮務主事の許可を得ること。

２ 開寮・閉寮

（１）開寮は原則として始業日の２日前とする。
（２）閉寮は原則として終業日の２日後とする。
（３）閉寮中の寮への出入りは禁止する。ただし，特別の事情があり、寮務主事の許可を受けた場合はこの限りではない。

３ 門限

１～３年は２１時、４年以上は２２時とする。

４ 外出・外泊

（１）時間外（夜の点呼時から朝の点呼時まで）外出は禁止する。
（２）卒業研究、クラブ活動、その他特別な理由で時間外に外出する場合は、時間外外出許可願に指導教員（卒研、クラブ、担任）等の捺印を受け、宿直教員又は寮事務室に提出し許可を得ること。
（３）翌日に授業のある日の外泊、帰省は原則としてこれを認めない。ただし特別の理由がある場合は、寮務主事の許可を受けて帰省することができる。
（４）無断外出、無断外泊はしないこと。帰省、学校行事等で外泊する場合は、帰省・外出届に必要事項を記入し、あらかじめ所定の場所に提出すること。ただし、閉寮のために帰省する場合はこの限りではない。

５ 日課

寮内の日課は下表の通り定める。

起床		～７：３０
点呼		平日　７：３０～７：３５ （休日なし）
清掃		７：３５～７：５５
朝食		７：５０～８：４０
昼食		１２：００～１３：００
入浴	１～２年	１８：００～２０：３０
	３年～	２０：００～２１：４５
夕食		１８：００～１９：３０
サイレントアワー		点呼時　～２３：００
点呼	１～３年	２０：４５
	４年～	２１：４５
就寝		２４：００
消灯		２４：１０

６ 点呼

点呼は必ず出席しなければならない。本人自ら点呼を受けなければ、たとえ寮内にいたとしても、無断外出と見なす。

７ 清掃

寮生会役員の指導監督の下、定められた清掃当番が、廊下、階段、浴場、洗濯場、談話ロビー、補食室等の清掃を行う。また各居室は、各自責任を持って清掃を行うこと。

８ 食事・欠食

（１）決められた時間内に食事をすること。

（２）帰省等の理由で１食以上欠食する場合は、土日祝日を除く３日前までに手続きを行うこと。なお、学校行事等で１食以上欠食する場合も同様の手続きを行うこと。また、月曜日（朝）～金曜日（昼）までは、原則欠食はできませんが、学事行事等でやむを得ず欠食する場合は、土日祝日を除く３日前までに寮事務室に申し出ること。

（３）申し込みにより欠食した場合は欠食数に相当する金額を返還する。

９ 入浴

（１）入浴時間を厳守すること。

（２）翌日に授業のない日の男子寮の浴槽は１つとする。

（３）定められた浴槽を使用し、節水に心がけること。

１０ 学習時間

（１）帰寮後、消灯時刻までの時間を有効に使って各自、学習時間に充てること。
（２）夜の点呼から２３時までは必ず学習すること。これをサイレントアワーとよぶ。
（３）サイレントアワーはむやみに他の居室を訪れないこと。

１１ 災害防止及び設備の保全

（１）施設、設備、特に電気配線に工作を施してはならない。
（２）施設、設備の使用に当たっては、常に大切に取り扱い、その保全に留意すること。もし、損傷を与えた時は、速やかに寮事務室に届け出てその指示に従うこと。
（３）寮内では、火気の使用を一切禁止する。また、寮敷地内での花火、たき火等による火の使用も禁止する。
（４）災害又は事故の発生を知ったときは、直ちに臨機に処置を取ると同時に寮事務室又は宿直者に報告し、その指示に従うこと。
（５）備え付けの消火器及び消火器具等をみだりに移動させたり、操作したりしてはならない。ただし消火訓練の時は必ず受講して消火器等の使用方法を覚えておくこと。
（６）各種配線に衣服、ひも等をかけないこと。

１２ 施設の利用

（１） 談話ロビーおよびロビー内の施設（自販機、製氷器を除く）の使用は２３時までとする。
（２）ロビー内では、雑誌等読んだ後は必ず整理し、自販機のペットボトル等を散在させないこと。
（３）パソコン室を利用する際には以下の項目を遵守すること。
・飲食物の持ち込みは禁止する。
・機器を乱雑に扱うことなく、使用後はパソコンの電源を切ること。
・ハブの封印シールをはがさないこと。
・サーバーには手をふれないこと。
・あらゆるソフトのダウンロードを禁止する。
・ファイルを共有しないこと。
・学年を問わず、課題やレポートの作成を目的とした利用者を優先すること。
・パソコン室の利用時間は２３時までとする。
（４）寮内の無線 LAN が使える時間帯は次の通りとする。
・５時～２４時
（５）居室内での調理は一切禁止する。補食室を利用するときはその場を離れないこと。
（６）洗濯機、乾燥機の使用は就寝時までに終えること。
（７）食堂には寝巻、パジャマ姿のままで出入りしないこと。
（８）食堂には私物を持ち込まないこと。

１３ カギ、貴重品の保管

（１）各自の貴重品、金銭、所持品については原則として各自の責任において保管すること。
（２）居室を離れるときは、必ず施錠をすること。
（３）合い鍵を勝手に作ってはならない。カギを紛失した時は、すみやかに寮事務室に申し出ること。
（４）閉寮時にはカギを寮事務室に返却すること。

（５）開寮時には帰寮した旨を寮事務室に報告し、カギを受け取ること。

１４ 寮への出入り・面会

（１）男子寮生、女子寮生の相互の寮への立ち入りを厳禁する。
（２）寮への出入りは原則として正面玄関及び食堂棟入口を利用すること。
（３）特別な場合（教員、許可を得た保護者）を除き寮生以外の者を居室へ入室させてはならない。
（４）面会時間は２０時までとする。
（５）面会希望者は面会者名簿に所定の事項を記入し、面会場所としてロビーを利用すること。
（６）健康上の理由で授業を欠席、早退、遅刻する時は、保護者から学校に連絡の上、寮事務室に届け出ること。

１５ 自転車・バイク・自動車

（１）自転車の使用を希望する者は、「自転車使用許可願」を寮事務室に提出し、寮務主事の許可を受けること。認められた者にはシールを配布するので必ず自転車に貼って使用すること。
（２）持ち込んだ自転車は、卒業時に必ず持って帰ること。
（３）自転車が盗難にあったときは、場所の如何に関わらず必ず寮事務室に報告すること。
（４）バイク、自動車の寮内持ち込み、駐車、近辺での駐車等、校則に準じ、すべて認めない。

１６ 生活一般

（１） 健康、衛生面の保持については十分な自己管理を行い、異常があったときは寮事務室に申し出ること。なお、病気等に備えマイナ保険証若しくは健康保険資格確認書を所持しておくこと。
（２）エアコンの利用にかかる電気料金は、各居室の使用実績に応じて課金するので、節電に心がけること。なお、エアコンの電源を所定の電源からではなく、延長コード等により取り込んだ場合には、処分対象とする。
（３）以下の物品の寮内への持ち込みを禁止する。
・ガスおよび石油器具全般、火気（マッチ、ライター、蚊取り線香など）
・電気ヒーター、ホットプレート、電磁気コンロ、カセットコンロおよびそのボンベ
冷蔵庫、アイロン
・麻雀、ペット、危険物（エアガン等）
（４）補助暖房器具は電気カーペットもしくは電気こたつのうちいずれか一方で、消費電力600W 以下の機種について認める。火災防止のため、外出時には電気コードをコンセントから抜いておくこと。
（５）除湿器、加湿器、空気清浄機は以下の規格のもののみ持込を許可する。
・除湿器：コンプレッサー方式、除湿能力７L 以下で、冷風・温風の機能がない機種
・加湿器：気化式または超音波式で消費電力が５０W 以下の機種
・空気清浄機：消費電力が３０W 以下で、冷風・温風の機能がない機種
（６）以下の製品については、学年を限定して持込を認める。
・テレビ、録画再生機器：３年生以上

（7）遊具類の所有は好ましくない。学習に差し障りがあると認められた場合は、使用禁止の処置を行う。
（8）寮内でのマージャンは禁止する。
（9）ラジオ、ステレオの音量は他に迷惑をかけないよう心がけること。また楽器類の使用は、ヘッドホーン等防音可能な場合を除いて禁止する。
（１０）寮内での飲酒、喫煙は、学年、年齢に関わらず、厳禁である。
（１１）アルバイトは、原則１～３年生は禁止、４年生以上は届出制とする。
ただし、１～３年生のアルバイトの禁止については、帰省時の長期休業期間、週末、休日等は除くものとする。

１７　寮生面談

入学後、毎年４月～５月に学生寮担当教員による全寮生の個人面談を実施する。個人面談の実施については、別途設定する。

１８ 処分

（1） 寮内においても本校学則に違反した者は、学校として退学、停学等の処分、および寮としての処分が行われる。
学生寮規則、学生寮細則、寮生心得に違反した者には退寮、訓戒、保護者召喚等の処分を行う。
（2）点呼の無断欠席、無断外出、無断外泊について
上記（1）による処分のほか、残寮許可選考、次年度入寮選考の資料とする。

附　則
この心得は、平成８年４月５日から施行する。
（中　略）
この心得は、令和８年７月１６日から施行する。